

若者 若者の定住支援 若者への家賃補助制度を活用ください

町では若者の定住を目的とした空き家活用の賃貸住宅について、家賃補助を行っています。新規に希望される方は、お申し出ください。

- 補助を受けるための条件
町に賃貸用の空き家として登録されている家(公営住宅は対象外)
の家賃が3万円以上/主な所得者が世帯主が40歳以下/世帯合計収入額800万円以下/町に住所のある方
■補助の額
3万円を超えた部分で、単身者は1万円まで、その他の世帯は1万5千円まで5年間補助します。
※現在補助を受けている方は、6月上旬に申請書を送付します。

元気 皆さんの思いを形にするためのお手伝い 地域発元気づくり支援金第2次募集

長野県では、地域の皆さんの企画を支援するため、「地域発元気づくり支援金事業」の2次募集を実施します。

- 対象事業
◎ソフト事業
4分の3以内(重点施策5分の4以内) 30万円以上
◎ハード事業(道路・水路・建物等の建設や改修、1件10万円以上の備品取得など)
3分の2以内
■対象団体
公共団体等(NPO法人・地域づくりを行うグループや協議会など)、市町村、広域連合、一部事務組合
■募集期間
5月31日(金)まで
■応募方法
詳しくは総務課まちづくり企画係にお問い合わせください

耐震 大地震への備えを 住宅の耐震診断・耐震補強補助制度

町では無料で耐震診断を実施中です。お済みでない方は是非ご検討ください。

- 対象建物
昭和56年5月31日以前(耐震基準改正前)に建築された家屋で、木造1〜2階建の建物(車庫・物置等除く)
■精密耐震診断
簡易耐震診断の結果「やや危険」「危険」と診断された場合、精密診断も無料で実施しています。簡易診断なしで精密診断を受けることも可能です。(※耐震補強工事を行うことが前提です)
■補強工事が必要な場合には、補助金や固定資産税の優遇制度もあります。
■申込方法
建設水道課建設係へご連絡ください。申込書を送付します。

所得 納付方法により発行開始日が異なります 平成25年度の所得証明を発行します

平成25年度所得証明(平成24年中の所得内容の証明)を発行します。町民税の納付方法により開始日が異なりますのでご注意ください。

- 町民税が勤務先の事業所等で給与天引きされている方
■給与天引き以外の方法で町民税を納めている方
◎開始日:5月10日(金)
◎開始日:6月10日(金)

水道 水道メーター検針を再開します 冬期料金をご確認ください

例年12月から4月の冬期間は検針をせず、定額で上下水道料金を納めていただいています。5月の検針再開に伴い差額分の精算を行います

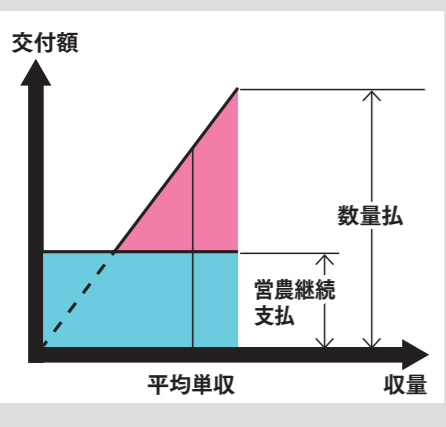
- 検針業務にご協力を
メーターボックスの上に自動車やものを置かないでいただき、犬を遠ざけてください。また、周囲の除雪にご協力をお願いします。
■冬期間の漏水があった場合
メーターが回っている場合には、漏水の可能性がります。町指定水道工事で至急修理してください。
■上下水道料金冬期精算通知書
5月のメーター検針後に、各ご家庭に送付します。届きましたら内容をご確認ください。
精算の結果、料金をいただきます。
■項目の説明
冬期間に実際に使った水量(12〜5月分)
冬期間に料金算定に使用した水量(12〜4月分)
実使用量と認定使用量の差
冬期間に実際に使用した水量の金額(12〜5月分)
冬期間認定使用量の金額(12〜4月分)
実料金と認定料金の差(5月精算額)
5月の精算請求額(冬期使用料金の不足分)
冬期間に累計に頂いた金額

Table with 2 columns: 項目名, 上下水道の区分. Rows include 冬期間実使用料, 認定使用料, 差し引き使用料, 冬期間実料金, 認定料金, 差し引き料金, 精算料金, 過納金.

農業 販売価格と生産費の差額に交付 畑作物の直接支払交付金の受付開始

畑で対象の作物を作付けし、出荷・販売した場合は、交付金を受けることができます。

- 対象作物
そば、大豆等
■対象者
対象作物を出荷・販売する農家
■補償の内容
数量払
収量や品質が良いほど交付額が増え、営農努力が反映されます
◎営農継続支払(2万円/10a)
営農を継続するための経費として支払われます(一時仮払い)
※前年の収量を面積に換算しますので、前年の実績を証する書類が必要です。
■交付金の手続きと支払い方法
交付金は、6月30日までに申請が必要です。数量払が基本となり、収穫後、収量に応じて支払われます。営農継続支払は、希望者のみ収穫前に支払われます。
申請を希望される方は、農林畜産係までご請求ください。



【畑作物の交付金の計算例】
1 数量払のみ
◎収穫後: 交付単価×収量=交付金額(A)
2 営農継続支払と数量払の組み合わせ
◎収穫前: 営農継続支払を計算し受給(B)
(前年の収穫実績から基準単収を用いて面積に換算)
◎収穫後: 数量払の交付金額(A)
- 営農継続支払(B) = 交付金額(C)
1・2 いずれの方法でも交付金額は同額です
(※収量が極端に少ない場合は異なることがあります)